

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等

(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(G E P S)で行う対象案件です。

令和5年2月22日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特物契第 22103 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量

国旗(3巾)8枚ほか506点買入

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 納入期限 令和8年4月30日

(5) 納入場所 建造請負造船所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、

未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の A, B, C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参

加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 千葉 将太 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/tyoutatuitiran.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和5年3月3日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和5年3月17日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和5年3月20日 16時15分

海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the

procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 26

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: Purchased 8 national flag(3width)and 506 other items

(4) Delivery limit: 30. April. 2026.

(5) Delivery place: Contract Shipyard

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance

that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in Selling in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022•2023•2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a

gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00, 17. March. 2023.

(8) Contact point for the notice: CHIBA Shota, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入札説明書

(最低価格落札方式)

契約番号：特物契第 22103 号

契約件名：国旗（3巾）8枚ほか506点買入

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書
- 別冊 仕様確認申請書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和5年2月22日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔
- 2 調達内容
 - (1) 契約件名
国旗（3巾）8枚ほか506点買入
 - (2) 契約内容
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
令和8年4月30日
 - (4) 納入場所
建造請負造船所
 - (5) 仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁装備技術部施設補給課 牧之瀬
03-3591-6361 (内線4323)
 - (6) 入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
 電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
 ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
 直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
 なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和5年3月3日 17時00分
 各提出書類の提出先は次のとおりです。
 ○電子調達システムにより入札参加する場合
- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
 - ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
 - ・仕様確認申請書(提出先上記2(5))

- 紙入札により入札参加する場合
- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
 - ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
 - ・仕様確認申請書(提出先上記2(5))

- (6) 証明書等審査結果の通知
 4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和5年3月10日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 千葉 将太

TEL03-3591-6361

内線 2831

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和5年2月22日 から 令和5年3月3日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和5年3月17日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ウ 記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - ケ 競争参加資格のあるものであつても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和5年3月20日 16時15分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後払いとする。ただし既納部分払い1回とする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

一金

ただし 国旗（3巾）8枚ほか506点買入

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(特物 22103)

1. 発注件名 国旗 (3巾) 8枚ほか506点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 国旗（3巾）8枚ほか506点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件名: 国旗(3巾)8枚ほか506点買入

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

企業名称

代表者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式 6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：国旗（3巾）8枚ほか506点買入」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和4年度

特物契第22103号

物品売買契約書

物品売買契約書

1. 契約物品 国旗（3巾）8枚ほか506点買入
2. 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
別紙内訳のとおり						

3. 納入期限 令和6年5月31日、令和8年4月30日
4. 納入場所 建造請負造船所
5. 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 は、
受注者 と、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(設備等の調査)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。
この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

(代理人等の変更)

第5条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。

2 削除

(納入期限の変更等)

第7条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第8条 受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所（以下「隔地」という。）である場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第9条 発注者は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

2 受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。

4 発注者は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。

6 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

7 受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第1項の検査に代えるものとする。

8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

(引渡物品の引渡)

第9条の2 発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

2 前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの(契約不適合)を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

(所有権の移転)

第10条 物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第7項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。

3 物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

(値引受領)

第11条 発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することができるものとする。

(代品納入)

第12条 受注者は、第9条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

(不合格品等の措置)

第13条 受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

(代金の支払)

第14条 発注者は、受注者が物品の完納後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、前項の規定に係らず、物品の完納前1回に限り、受注者より既納部分の支払いの請求があったとき、その支払いは、前項に準じて行うものとする。

3 受注者は、前項の既納部分の支払いを請求するときは、既納部分検査申請書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。この場合の検査の方法等は第9条を準用する。

4 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第16条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、発注者が第8条第1項の納入の通知又は第9条第2項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第18条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第19条 受注者は、物品の所有権移転後1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶が発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

- 2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第20条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき。
 - 二 受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。
 - 三 物品が不合格となったとき。(納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。)
 - 四 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
 - 五 受注者が第3条の規定に違反したとき。
 - 六 前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 七 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第一号から第六号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第一号から第三号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
 - 3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - 二 暴力団(暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第一号から第三号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第21条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第22条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第25条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔
受注者	住	所	
	氏	名	

仕様書

1 総則

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が調達する新造船に搭載する物品について適用する。

2 件名

国旗（3巾）8枚ほか506点買入

3 品目、規格、数量、納入場所及び納入期限

別紙1「納入場所等内訳書」のとおり

4 検査

納入前に各品目の規格・数量が本仕様を満たすことを当庁検査職員が検査する。合格後、納入場所にて同物品受領をもって検査完了とする。

5 その他

(1) 納入する物品の規格等については、別紙2「仕様確認申請書」を提出し、装備技術部施設補給課長の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。

(2) 納入場所については、造船所決定後、海上保安庁施設補給課担当官から別途通知する。

(3) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、海上保安庁施設補給課担当官と協議しその指示に従うこと。

(4) 支払は履行完了後とする。ただし、既納払い1回とする。

なお、支払時期は別紙1「納入場所等内訳書」の納入期限が属する年度とする。

別紙1 納入場所等内訳書

納入期限	令和8年5月31日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日
納入場所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所
	27m型測量船	PLH8000t#1	PLH8000t練習船#1	PL3500#1	PL3500#2

No.	品目	規格	単位	数量					合計	
				数量	数量	数量	数量	数量		
1	国旗(3巾)	アクリル合繊索スイブルフック付	枚		9					9
2	国旗(2巾)	アクリル合繊索スイブルフック付	枚			8	8		8	24
3	国旗(1.5巾)	アクリル合繊索スイブルフック付	枚	8						8
4	国際信号旗	N.C 各1枚 小型アクリル製 旗用フック付	組	1						1
5	国際信号旗	小型アクリル製JISF3405旗用フック付	組		2	2	2		2	6
6	黒色菱形象物	網製又はポリネット製スイブルフック付φ600mm以上	個		1	1	1		1	4
7	黒色球形象物	日船式提灯型ポリネット製スイブルフック付φ600mm以上	個		3	3	3		3	12
8	紅色円すい形象物	ポリネット製スイブルフック付 φ600mm、H500mm以上	個	1	1	1	1		1	5
9	号鐘	径300mm建造年及び船名彫刻 HK検定品	個		1	1	1		1	4
10	胴鐘	径400mm建造年及び船名彫刻 HK検定品	個		1	1	1		1	4
11	七倍双眼鏡	JIS B7121 分画目盛付 船用完全防水 ニコンF×5.0トロボカルF・防水型・HP	個	2	6	6	6		6	26
12	泡発生剤	合成界面活性剤 20L 携行缶入 (国検合格品)	缶	5	40	40	5		5	95
13	保護眼鏡(一般作業用)	JISTB147規格品、スペクタクル型、オーバークラスタイプ、紫外線 カット機能、ヒンジ(テンブル)調整機能、曇り止め加工	個	12	6	6	40		40	104
14	防音具	JISTB161適合品 イヤーマフ型	個	4	10	55	12		12	93
15	耳栓	JISTB161(2種)	個	12	60	68	42		42	224
16	公用航海日誌	規格品	冊	1	1	1	1		1	5
17	海真名簿	規格品	冊	1	1	1	1		1	5
18	油記録簿	規格品	冊	1	1	1	1		1	5
19	携帯工具	工具セット 20点入	式	1	1	1	1		1	5
20	外国国旗	アクリル合繊索スイブルフック付(2巾) シンガポール、インド、ジブチ、 イエメン、オーストラリア、アメリカ、インドネシア、フィリピン、ベトナム 各1枚	個			1			1	1
21	エンジンカッター	排気量73.5ml 出力3.7kW/5馬力 ブレード直径300mm 12 インチ	式		1	1			1	2
22	エンジンカッター	排気量93.6ml 出力4.8kW/6.5馬力 ブレード直径350mm 14インチ	式		1	1			1	2
23	フロート防舷物	1本あたりフロート16個付き、 既に縫われている物	本	6	6	6	6		6	30
24	船播命令簿	-	冊	1	1	1	1		1	5
25	作業用雨具(消耗品)	ワークマン シルバーストームレインスーツ、オレンジ色 又は同等品	枚	12	83	160	42		42	319
26	シャックル(曳航索用)	曳航索用シャックル66(安全率5倍)	個		2	2			2	4
27	シャックル(曳航索用)	曳航索用シャックル51(安全率5倍)	個		2	2	2		2	8
28	シャックル(曳航索用)	曳航索用シャックル 42(安全率5倍)	個		2	2	2		2	8
29	シャックル(曳航索用)	曳航索用シャックル 20.4(安全率5倍)	個		2	2	2		2	8
30	シャックル(曳航索用)	曳航索用シャックル 11.4(安全率5倍)	個		2	2	2		2	8
31	ボンデン	丸パイ、オレンジ色、直径350~400mm	個		4	4	2		2	12
32	一六倍双眼鏡	16×70 完全防水構造	個	1	1	1	1		1	5
33	手用測鉛	測鉛3.2kg以上 旗標付ロープ46m以上	個	1	1	1	1		1	5
34	爪竿	アルミ製(3.500mm以上)	本	2	2	2	2		2	10
35	四ツ目鉛	重量3kg 合線ロープ12mm50m付	個		1	1	1		1	4
36	四ツ目鉛	重量2kg 合線ロープ10mm50m付	個	1	1	1	1		1	5
37	巻尺	50m	個	1	2	2	2		2	9
38	アンカーパイ	JISF3308C型ポリエチレンロープ 10mm20m付	個	1	2	2	2		2	9
39	足場板	特等杉板材 30mm 鉄帯両端付ロープ穴加工40×300×3 000mm	枚		6	6	6		6	24
40	パール	強力合金デコ 材質:繊維強化炭素鋼 熱処理:両端 熱処理済 サイズ:1500× 85×32×28mm程度 重量:10kg程度	個	1	1	1	1		1	5
41	カケヤ	丸型カケヤ 材質:イタヤ 直径:15cm	本	1	1	1	1		1	5
42	真水用ホース	主材料:軟質塩化ビニール(PVC) 補強材:ポリエステル系 色:ブルー透明 内径38mm×外径48×長さ50m	本		7	7	7		7	28
43	真水用ホース	ビニールホース内径15mm×50m 購入	本	1	5	5	5		5	21
44	滑車	JISF3426(2個1組)W2BS呼寸180ビニールロープ18mm70m 付	組		1	1	1		1	4
45	滑車	JISF3426(2個1組)W2 BS呼寸140ビニールロープ 14mm70m付	組		1	1	1		1	4
46	滑車	サイズ100mmBSシープ 60mmビニールロープ 12mm70m	組	1	1	1	1		1	5
47	滑車	JISF3426W1 呼寸法140mm SF14	個		1	1	1		1	4
48	滑車	JISF3426W1 呼寸法160mm SF16	個		1	1	1		1	4
49	滑車	JISF3422 鋼製切欠 滑車 160mm Bシャックル付	個		1	1	1		1	4
50	滑車	JISF3422 木製切欠 滑車 260mm Bシャックル付	個		1	1	1		1	4
51	シャックル	JISB2801 SA 呼寸法66(88)	個		2	2	2		2	8

納入期間	令和8年5月31日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日
納入場所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所
	27m型測量船	PLH6000#1	PLH6000#練習船#1	PL3500#1	PL3500#2

No.	品目	規格	単位	数量					合計
				数量	数量	数量	数量	数量	
52	シャックル	JISB2801 SA 呼寸法46(6B)	個		2	2		2	8
53	シャックル	JISB2801 SA 呼寸法38(57)	個		2	2		2	8
54	シャックル	JISB2801 SA 呼寸法34(50)	個		2	2		2	8
55	シャックル	JISB2801 SC 呼寸法24(39)	個	3	2	2	-3	3	13
56	シャックル	JISB2801 SC 呼寸法18(26)	個	2	3	3	-3	3	14
57	シャックル	JISB2801 SC 呼寸法14(24)	個	2	3	3	-3	3	14
58	シャックル	JISB2801 SC 呼寸法12(20)メッキ種	個	2	3	3	-3	3	14
59	シャックル	JISB2801 SC 呼寸法6(11)メッキ種	個	2	3	3	-3	3	14
60	ステンレスネジシャックル	材質:ステンレス製 仕上げ:バレル研磨仕上げ 重さ:450g 参考使用荷重:7.8kN程度	個		20	20		20	80
61	ステンレスネジシャックル	材質:ステンレス製 仕上げ:バレル研磨仕上げ 重さ:約300g 参考使用荷重:4.9kN程度	個		30	30		30	120
62	ステンレスネジシャックル	材質:ステンレス製 仕上げ:バレル研磨仕上げ 重さ:約120g 参考使用荷重:3.4kN程度	個		40	40	-40	40	160
63	木工用具	内訳のとおり	式	✓ 1	1	1		1	5
64	電動木工用具	電気木工道具セット	式		1	1		1	4
65	鋸型用具	内訳のとおり	式	✓ 1	1	1		1	5
66	索加工具	内訳のとおり	式	✓ 1	1	1		1	5
67	電動磨落機(特殊)	本体L500mm×W90mm×H100mm 針φ3mm×L180mm AC100V 標準付属品付	台		2	2		2	8
68	ディスクサンダー	トイシ寸法 外径×最大厚さ×穴径 100×8×15mm 電源:単相交流50/60Hz 100V 星相交流 機体寸法:280×60mm程度(全長(トイシ含まず)×ギアカバー高さ)重量:1.7kg(コードトイシ含まず)程度	式		4	4		4	16
69	携帯はしご	JIS規格品、はしご兼用、アルミ製 脚立長さ約210cm、最大使用荷重100kg以上、はしご長さ約420cm	個		2	2		2	8
70	脚立	JIS規格品、アルミ製 脚立長さ約120cm、最大使用荷重100kg以上	個	1	2	2		2	7
71	作業用踏み台	アルミ製、天板高さ約60cm、最大使用荷重120kg以上、滑り止め付、天板広さ50cm×40cm以上	個		2	2		2	8
72	シーキングワイヤ	3mm	メートル		30	30		30	120
73	手旗	アクリル製 木製ケース付 約230×350mm	組	1	-3	-3		2	11
74	ゴムレット	材質:ゴム製レット 重量:550g程度	個	✓ 2	10	10		10	42
75	ゴムレット用ロープ	ポリエチレン 8mm ミツ打	メートル	100	500	500		500	2100
76	橋架線	各種ハツ打 A-80	メートル	50	200	200		200	850
77	マーレン	375g φ4mm	束	5	20	20		20	85
78	乾拭マット	ハイローリング 450×750mm	個	✓ 1	4	4		4	17
79	乾拭マット	ロンステップマット 450mm×750mm	個	2	32	32		32	130
80	作業手袋	5本指バイレン又は純綿750g 12双入	双	5	47	47		47	133
81	皮手袋	5本指、(S、M、L、LL)牛革又は豚革製、手首部ベルクロテープ付	双	12	160	160		160	492
82	ゴム手袋	甲板作業用厚手	双	12	60	60		60	216
83	脚絆	白色 マジックテープ式 帆布生地	双		30	100		21	172
84	ダイヤル錠	中型真鍮錠	個	1	4	4		4	17
85	ゴム長靴	黒又は濃紺(耐油)	足	12	63	63		42	222
86	塗装刷毛	筋違いユニット刷毛 60mm	個	3	15	15		15	63
87	塗装刷毛	筋違いユニット刷毛 45mm	個		15	15		15	60
88	塗装刷毛	筋違いユニット刷毛 30mm	個		15	15		15	60
89	塗装刷毛	筋違いユニット刷毛 25mm	個		15	15		15	60
90	塗装刷毛	筋違いユニット刷毛 15mm	個	✓ 3	15	15		15	63
91	塗装刷毛	筋違いユニット刷毛 10mm	個		15	15		15	60
92	スモールローラー刷毛	万能用、ハンドルねじ部M20	個	✓ 5	5	5		5	25
93	スモールローラーハンドル	径:6mm、幅:95mm 適合ローラー:4、6インチ兼用	個	2	5	5		5	22
94	ローラーパン	材質:ポリプロピレン製 寸法:410×245×75 質量:300g	個	1	6	6		6	25
95	ローラーハンドル伸縮継手	材質:アルミ・ポリプロピレン ハンドルねじ部M20 質量:370g	本	1	5	5		5	21
96	接柄	1、300mmL×13mmφ	本	1	5	5		5	21
97	石油缶切	ガイド付Vカッター	個	1	2	2		2	9
98	ワニス刷毛	60mm	個	2	10	10		10	42
99	ワニス刷毛	30mm	個		10	10		10	40
100	和漆	ペイントエナメル用(太字)	本		5	5		5	20
101	和漆	ペイントエナメル用(中字)	本	✓ 2	17	17		17	70
102	ペイントポット	2L入	個	✓ 2	6	6		6	28

別紙1 納入場所等内訳書

No.	品目	規格	単位	納入期間					合計
				令和6年5月31日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	
				納入場所	納入場所	納入場所	納入場所	納入場所	
				27m型測量船	PLH6000#1	PLH6000#1	PL3500#1	PL3500#2	
103	甲板刷毛	ナイロン刷毛(ブルーム)	本	12	35	35	35	35	152
104	柄付モップ	スプリング式取外式	本	2	10	10	10	10	42
105	柄付モップ用モップ	上記柄付モップ用	個	7	50	50	50	50	207
106	モップ絞り器	容量約14L	個	1	5	5	5	5	21
107	スカッパー抜き	中型普通品	個	2	6	6	6	6	26
108	洗い刷毛	BVTイレットクリーナーハード	個	4	30	30	30	30	124
109	洗い刷毛	柄付洗車ブラシ	個	4	15	15	15	15	64
110	洗い刷毛	柄無たまご型	個	4	15	15	15	15	64
111	ホーキ	室内用柄付コンドルブラシ	本	4	15	15	15	15	64
112	ホーキ	室内用枝葉ホーキ	本	4	15	15	15	15	64
113	チリ取	合成樹脂製 中型	個	5	25	25	25	25	105
114	水切り	中 幅約40cm	個		5	5	5	5	20
115	スクレーピングハンマー	チッピングハンマー焼入済柄付	本		20	20	20	20	80
116	長柄スクレッパー	刃巾 55mm 柄長さ 900mm	本	2	6	6	6	6	26
117	スクレッパー	刃巾 40mm 柄長さ 260mm	本	2	20	20	20	20	82
118	ワイヤブラシ	鋼製 楕円型	個	5	20	20	20	20	85
119	ワイヤブラシ	鋼製小判型	個	5	20	20	20	20	85
120	ナイロンブラシ	PCチャンネルブラシナイロン アサヒベン製CN-A	個	5	20	20	20	20	85
121	小ホーキ	鍍力ス除去用 (みのほうき)	個	2	20	20	20	20	82
122	真綿磨	300g液缶入	個	2	6	6	6	6	26
123	防臭剤	トイレ用置き型消臭剤	個	5	30	30	30	30	125
124	便所洗浄剤	トイレ用中性洗剤500ml入	個	4	30	30	30	30	124
125	手洗い用洗剤	薬用液体ハンドソープ、本体ポンプ付、容量約200mL	個	4	30	30	30	30	124
126	手洗い用洗剤(結替用)	業務用大容量 4L	個	4	10	10	10	10	44
127	ハンドクリーナー	工業用 2.5Kg入(ポンプ容器入)	個	2	5	5	5	5	22
128	パーツクリーナー	金属パーツ洗浄用、速乾性、容量約840ml	缶	2	2	2	2	2	10
129	油用洗剤	機械油洗剤 1kg メタロンM	個	1	2	2	2	2	9
130	ブルーシート	#3000 5.4m×5.4m	枚	1	4	4	4	4	17
131	杉板	嵐林規格1等 15×240×1,800mm(定尺2,000mm)	枚		3	3	3	3	12
132	杉丸太	末口150×2,800mm(定尺3,600mm)	本		3	3	3	3	12
133	杉角材	嵐林規格1等120角×2,800mm(定尺3,600mm)	本		3	3	3	3	12
134	楔	木製テーバー1/10 (2×30×250mm)	個		5	5	5	5	20
135	楔	木製テーバー1/10 (2×30×300mm)	個		5	5	5	5	20
136	セメント	早強ポルトランドセメント 密封缶入	Kg		50	50	50	50	200
137	バテ	JISK5592 オイルバテ容器入 4kg缶	個	5	25	25	25	25	105
138	帆布	防水 JIS4号	メートル	10	50	50	50	50	210
139	接着剤	合繊維地用 170cc入	個	1	10	10	10	10	41
140	帆縄糸	セイルトワイン 鋼引き	束	10	20	20	20	20	90
141	インサイドマイクロメータ	JISB7508 非足式 小目盛0.01mmマイクロヘッド50~63mmチューブ14mmケース付	個		2	2	2	2	8
142	アウトサイドマイクロメータ	JISB7502 測定範囲 0~25mm ケース付	個		2	2	2	2	8
143	アウトサイドマイクロメータ	JISB7502 測定範囲 25~50mm ケース付	個		2	2	2	2	8
144	ダイヤルゲージ	JISB7503 マグネットベース 付0.01mm 0.01~10mm	目盛 個		2	2	2	2	8
145	ノギス	JISB7507M型 呼寸法300mm ケース付	個	1	2	2	2	2	9
146	鋼製直尺	JISB7516C型1級ステンレス 製1050×1000(自量)	個		2	2	2	2	8
147	定盤	JISB7513 平面度1級 呼寸法300×300mm 木製カバー付	個	1	2	2	2	2	9
148	トルクレンチ	トルク調整範囲2.0~12.0Nm 差込角6.35mm 全長195mm 最小目盛り0.1Nm	組		2	2	2	2	8
149	パイプレンチ	JISB4606 H級 呼寸法600mm	個		2	2	2	2	8
150	ソケットレンチ	JISB4636 12角 15個組ラチェットハンドル付	組	1	2	2	2	2	9
151	メガネレンチ	JISB4632 H級A式又はB式長形 45°6丁組セット	組	1	2	2	2	2	9
152	片ロスバナ	JISB4630 丸型H級 呼寸法65	個		2	2	2	2	8
153	両ロスバナ	JISB4630 丸型H級A式 呼び寸法46×50	個		2	2	2	2	8
154	鋼ハンマー	JISH3401 2種鋼棒 鋼製又は鋳造1Kg両口型 柄300mmタイプ	個	1	2	2	2	2	9
155	電工工具	工具セット 20点入	組	1	2	2	2	2	9

別紙1 納入場所等内訳書

納入場所	令和8年5月31日		令和8年4月30日		令和8年4月30日		令和8年4月30日		令和8年4月30日	
	竣工調査船所		竣工調査船所		竣工調査船所		竣工調査船所		竣工調査船所	
	27m型測量船		PLH8000#1		PLH6000#1		PL3500#1		PL3500#2	

No.	品目	規格	単位	数量		数量		数量		数量		合計
				数量	数量	数量	数量	数量	数量			
156	チェーンブロック (1トン用)	JIS B8802 定格荷重 1トン	個			4	4	4	4	4	16	
157	チェーンブロック (0.5トン用)	JIS B8802 定格荷重 0.5トン	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
158	レバーブロック	JIS規格品 容量1.6トン	個			2	2	2	2	2	8	
159	横万力(大)	JISB4620 リード型 呼寸法150mm	個			2	2	2	2	2	8	
160	横万力(小)	JISB4620 リード型 呼寸法100mm	個	✓ 1		1	1	1	1	1	5	
161	シャコ万力	堅牢型、鋼製 フレーム厚12mm 使用寸法50mm	個	✓ 1							1	
162	タップダイセット	JISB4430ミタノシステム15型ケース付D6-24 (タップダイス・タップハンドル)	個			2	2	2	2	2	8	
163	電気ドリル	JISG8805 AC100V 標準付属品付	台	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
164	電動グラインダー	卓上式 トイシ外径 150mm 標準付属品付	台			2	2	2	2	2	8	
165	金敷	JISG5101 炭素、鋼製アンビル型35kg、ショア60-70	個			2	2	2	2	2	8	
166	ガストーチ	黄銅製、容量2L、バーナー 径39mm、噴口取替式 機降針30本付	個			2	2	2	2	2	8	
167	鉛台	JISF2015 鉛合金6種以上 94.400×150×15mm	個			2	2	2	2	2	8	
168	ギャブラー	二本爪 能力 200mm	個			2	2	2	2	2	8	
169	油バット(大)	鋼板製 (1.6mm) 100×500×600mm	個			5	5	3	3	3	16	
170	油バット(小)	鋼板製 (1.6mm) 100×400×500mm	個			5	5	3	3	3	16	
171	グリースガン	レバータイプ(スタンダード35)容量300cc フレキシブルノズル付	組	✓ 1		6	6	6	6	6	25	
172	油移送ポンプ	使用液:灯油・軽油・A重油 吐出量:100L/分	個			2	2	2	2	2	8	
173	漏斗	亜鉛メッキ板製 呼容量 20L	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
174	ガソリンタンク	鋼製ジープ缶型 注油口付 20L缶	個	✓ 2		10	10	10	10	10	42	
175	点検灯	PLM2 三共パイロットミラー2	個			1	1	1	1	1	4	
176	鋼製コンパス	硬鋼製200mm硬度ビネール 600以上	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
177	内キヤリパス	呼寸法 150mm ショア55~65	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
178	内キヤリパス	呼寸法250mm ショア55~65	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
179	内キヤリパス	呼寸法300mm ショア55~65	個			2	2	2	2	2	8	
180	外キヤリパス	呼寸法 150mm ショア55~65	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
181	外キヤリパス	呼寸法250mm ショア55~65	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
182	外キヤリパス	呼寸法300mm ショア55~65	個			2	2	2	2	2	8	
183	線見ゲージ	JISB7524 並級150B型10枚組	個	✓ 1		4	4	4	4	4	17	
184	厚製直尺	JISB7516C型 1級ステンレス製 335×300(目盛)×35mm	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
185	鋼製直尺	JISB7516C型1級ステンレス製 1050×1000(目盛)	個			2	2	2	2	2	8	
186	鋼製巻尺(コンパックス)	JISB7512コンパックスルール、目盛りJIS1級 テープ長さ5m以上、テープ幅16mm、テープ材質ステンレス又はスチールナイロソート、樹脂ケース、スライド式ロック付	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
187	鋼製巻尺	JISB7512コンパックスルール ステンレス製D型 2m(巾13mm 厚0.13mm)ケース付	個			2	2	2	2	2	8	
188	トースカン	角台 柱高さ250mm 台幅75×幅65×高さ25mm	個			2	2	2	2	2	8	
189	ピッチゲージ	測定範囲 ピッチ0.25~6.0 21枚付	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
190	パイレンチ	JISB4606 H級 呼寸法 300mm	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
191	モンキーレンチ	JISB4604 23°型 H級 全長100mm	個			2	2	2	2	2	8	
192	モンキーレンチ	JISB4604 23°型 H級 全長160mm	個			2	2	2	2	2	8	
193	モンキーレンチ	JISB4604 23°型 H級 全長 200mm	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
194	モンキーレンチ	JISB4604 23°型H級 全長250mm	個			2	2	2	2	2	8	
195	モンキーレンチ	JISB4604 23°型H級 全長300mm	個			2	2	2	2	2	8	
196	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 5.5	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
197	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 6	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
198	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 7	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
199	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 8	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
200	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 10	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
201	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 11	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
202	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 12	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
203	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 13	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
204	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 14	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
205	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 17	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
206	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 19	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
207	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 22	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	
208	片口スパナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 24	個	✓ 1		2	2	2	2	2	9	

別紙1 納入場所内訳書

納入期限 納入場所	令和6年5月31日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日
	建造請負造船所 27m型測量船	建造請負造船所 PLH8000t#1	建造請負造船所 PLH6000t練習船#1	建造請負造船所 PL3500#1	建造請負造船所 PL3500#2

No.	品目	規格	単位	数量					合計
				数量	数量	数量	数量	数量	
209	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 27	個	1	2	2	2	2	9
210	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 30	個	1	2	2	2	2	9
211	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 32	個	1	2	2	2	2	9
212	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 36	個	1	2	2	2	2	9
213	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 41	個	1	2	2	2	2	9
214	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 46	個	1	2	2	2	2	9
215	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 50	個	1	2	2	2	2	9
216	片ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 55	個	1	2	2	2	2	9
217	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 5.5×7	個	1	2	2	2	2	9
218	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 6×8	個	1	2	2	2	2	9
219	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 7×8	個	1	2	2	2	2	9
220	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 10×11	個	1	2	2	2	2	9
221	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 11×13	個	1	2	2	2	2	9
222	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 12×14	個	1	2	2	2	2	9
223	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 14×17	個	1	2	2	2	2	9
224	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 19×22	個	1	2	2	2	2	9
225	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 24×27	個	1	2	2	2	2	9
226	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 30×32	個	1	2	2	2	2	9
227	両ロスバナ	JISB4630丸型H級 呼寸法 36×41	個	1	2	2	2	2	9
228	六角棒スバナ	JISB4648 10本組セット	組	1	2	2	2	2	9
229	平ドライバー	JISB4609 H級 貫通 木柄 軸長50mm	個	1	2	2	2	2	9
230	平ドライバー	JISB4609 H級 貫通 木柄 軸長100mm	個	1	6	6	6	6	25
231	平ドライバー	JISB4609 H級 貫通 木柄 軸長150mm	個	1	4	4	4	4	17
232	平ドライバー	JISB4609 H級 貫通 木柄 軸長200mm	個	1	6	6	6	6	25
233	平ドライバー	JISB4609 H級 貫通 木柄 軸長300mm	個	1	4	4	4	4	16
234	十字ドライバー	JISB4633 H級 貫通 木柄 軸長75mm	個	1	2	2	2	2	8
235	十字ドライバー	JISB4633 H級 貫通 木柄 軸長100mm	個	1	4	4	4	4	17
236	十字ドライバー	JISB4633 H級 貫通 木柄 軸長150mm	個	1	2	2	2	2	9
237	十字ドライバー	JISB4633 H級 貫通 木柄 軸長200mm	個	1	4	4	4	4	17
238	インパクトドライバー	ヘッド付至長190mm 軸径32mm ビット 10mm 1本 1本 各 1本 計3本	組	1	2	2	2	2	8
239	スタビードライバー	全長85mm軸長38mm プラスチック柄+-各1本	組	1	2	2	2	2	8
240	スクリュードライバー	クロームメッキ6本組 プラスチックケース入	組	1	2	2	2	2	9
241	スクリュードライバー(通借利用)	#1~6,各1,6本組 プラスチックケース入	組	1	2	2	2	2	8
242	平やすり	JISB4703 200mm 荒中細各1本計3本	組	1	2	2	2	2	9
243	半丸やすり	JISB4703 200mm 荒中細各1本計3本	組	1	2	2	2	2	9
244	丸やすり	JISB4703 300mm 荒中細各1本計3本	組	1	2	2	2	2	8
245	丸やすり	JISB4703 200mm 荒中細各1本計3本	組	1	2	2	2	2	9
246	三角やすり	JISB4703 200mm 荒中細各1本計3本	組	1	2	2	2	2	9
247	角やすり	JISB4703 200mm 荒中細各1本計3本	組	1	2	2	2	2	9
248	鬼目やすり	甲丸300mm	本	1	2	2	2	2	8
249	超やすり	JISB4704 12本組 中目 170mm ケース入	組	1	2	2	2	2	8
250	ブラシ	削形やすり目私用 真鍮製5折	個	1	2	2	2	2	9
251	やすり柄	100, 125, 135mm 各1	組	1	2	2	2	2	8
252	平たがね	6×125mm	個	1	4	4	4	4	17
253	平たがね	13×150mm	個	1	4	4	4	4	16
254	平たがね	22×200mm	個	1	2	2	2	2	9
255	エボシたがね	3×150mm	個	1	2	2	2	2	9
256	塊鍔たがね	175mm	個	1	2	2	2	2	9
257	柄付たがね	32×140×400mm	個	1	2	2	2	2	8
258	大ハンマー	JISG3102材料柄抜取力1500kg以上5.4kg(+10.0%)両口櫻柄付タイプ	個	1	2	2	2	2	9
259	中ハンマー	JISG3102材料柄抜取力840kg以上2.5kg(+10.0%)両口櫻柄付タイプ	個	1	4	4	4	4	17
260	片手ハンマー	重量 0.45kg 柄長 290mm	個	1	8	8	8	8	33
261	木ハンマー	頭径60mm 櫻柄付 長さ150mm	個	1	2	3	3	3	14

別紙1 納入場所等内訳書

納入期限	令和8年5月31日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日
納入場所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所
	27m型測量船	PLH8000#1	PLH8000練習船#1	PL3500#1	PL3500#2

No.	品目	規格	単位	数量					合計
				数量	数量	数量	数量	数量	
282	木ハンマー	鋼型45mm 煙柄付	個	1	6	6	6	6	25
283	プラスチックハンマー	軽合金芯 0.6kg ヘッド径 50mm	個	1	4	4	4	4	17
284	鉛ハンマー	重量 1kg 胴径 37mm	個	1	2	2	2	2	9
285	テストハンマー	JISG4401 炭素工具、煙柄付 重量0.11kg 両端部ショーアー B5	個	1	4	4	4	4	17
286	ワイヤースリング	8mmワイヤー 輪径120mm× L500mm アイライプ加工	本	1	4	4	4	4	17
287	ワイヤースリング	8mmワイヤー 輪径120mm×L1,000mm アイライプ加工	本	1	4	4	4	4	17
288	パッキン鉄	工具鋼製 呼寸法240mm ラシャ鉄	個	1	4	4	4	4	17
289	パッキンナイフ	刃巾24mm 総鋼製 切出ナイフ	個	1	2	2	2	2	9
270	パッキンポンチ	6本組 (3, 6, 9, 13, 20, 25mm)	組	1	2	2	2	2	9
271	付がき針	JISG3201 (炭素鋼線品)使用200mm多針製パチ付	個	1	4	4	4	4	17
272	センターポンチ	呼径3 全長100mm 呼径1 全長150mm 各1	組	1	2	2	2	2	9
273	ヒューズ抜き	ベークライト製	個	1	2	2	2	2	9
274	ゴム手袋	JIS T8112 A種(電気絶縁用手袋)	双	1	2	2	2	2	9
275	金切鋸	JISB4615固定型ハクソフレーム呼寸法300mm	個	1	2	2	2	2	9
276	金切鋸用刃	JISB4751 SK3 SKS7 呼寸法300mm	枚	5	40	40	40	40	165
277	ペンチ	JIS B4623 ユーチカ型 強力級 200mm	個	1	2	2	2	2	9
278	ペンチ	JIS B4623 ユーチカ型 強力級 175mm	個	1	2	2	2	2	9
279	圧着ペンチ	端寸法8~14mm 長さ295mm	個	1	1	1	1	1	5
280	圧着ペンチ	端寸法1.25~8mm 長さ270mm	個	1	1	1	1	1	4
281	スクレッパー	径形250mm	個	1	4	4	4	4	17
282	金切鉄	工具鋼製直刃240mm	個	1	2	2	2	2	9
283	プライヤー	JISB4614 コンビネーションプライヤー、呼寸法150mm	個	1	2	2	2	2	9
284	油砥石	角型標準品細目台付 150×50×25mm	個	1	2	2	2	2	9
285	ピンバイス	ニッケルメッキタイプ	組	1	2	2	2	2	9
286	油差	容量5L、50cmロングノズル付	個	2	6	6	6	6	26
287	油差	180mL	個	2	6	6	6	6	26
288	漏斗	プラスチック製漏斗(ジョウゴ)セット 口径50, 75, 100, 120mm	個	1	4	4	4	4	16
289	漏斗	ポリキ製呼容量5L こしあみ付	個	1	4	4	4	4	17
290	鉄針金	JISG3532(亜鉛メッキ1種)線径2mm	Kg	1	2	2	2	2	9
291	鉄針金	JISG3532(亜鉛メッキ1種)線径1.2mm	Kg	1	2	2	2	2	9
292	銅針金	線径1.0mm	Kg	1	4	4	4	4	17
293	鉛線	線径1.0mm	Kg	1	2	2	2	2	8
294	割ピン	JISB1351(JISG3505使 用)2×30mm	グロス	1	2	2	2	2	8
295	割ピン	JISB1351(JISG3505使 用)3×40mm	グロス	1	2	2	2	2	8
296	割ピン	JISB1351(JISG3505使 用)4×45mm	グロス	1	2	2	2	2	8
297	割ピン	JISB1351(JISG3505使 用)5×70mm	グロス	1	2	2	2	2	8
298	真ちゅう割ピン	JISH3521 2×30mm	グロス	1	2	2	2	2	8
299	真ちゅう割ピン	JISH3521 3×40mm	グロス	1	2	2	2	2	8
300	真ちゅう割ピン	JISH3521 4×45mm	グロス	1	2	2	2	2	8
301	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	40	40	40	40	160
302	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	40	40	40	40	160
303	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	40	40	40	40	160
304	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	40	40	40	40	160
305	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	40	40	40	40	160
306	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	20	20	20	20	80
307	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	20	20	20	20	80
308	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	20	20	20	20	80
309	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 10mm×25mm	組	1	20	20	20	20	80
310	ボルト、ナット	JISB1180 T1B1六角ボルトナット 中3級 27mm×120mm	組	1	2	2	2	2	8
311	鋼板	鋼板 1.6×914×914mm	枚	1	2	2	2	2	8
312	光明丹	450g入	個	1	200	200	200	200	850
313	ウエス	綿(上) 消毒済証付	Kg	1	50	200	200	200	850
314	研磨布	JISR6251 シートエメリー50(E)	枚	1	10	200	200	200	810

別紙1 納入場所等内訳書

No.	品目	規格	単位	納入期限					合計
				令和6年5月31日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	
				数量	数量	数量	数量	数量	
				令和6年5月31日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	
				建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	
				27m型測量船	PLH6000t#1	PLH6000t練習船#1	PL3500#1	PL3500#2	
315	研磨布	JISR6251 シートエメリー100(E)	枚	10	200	200	200	200	510
316	研磨布	JISR6251 シートエメリー180(E)	枚	10	100	100	100	100	410
317	練金剛砂末	練り状金属磨き 荒目 200g 入	缶	1	2	2	2	2	9
318	練金剛砂末	練り状金属磨き 中目 200g 入	缶	1	2	2	2	2	9
319	練金剛砂末	練り状金属磨き 細目 200g 入	缶	1	2	2	2	2	9
320	ペースト	無酸性 150g入	缶		2	2	2	2	8
321	鋼製クサビ	JISG3201材使用 テーパ 1/10 2×30×250mm	個	2	8	8	8	8	34
322	木柱	杉材 6×12×100mm NO.1	個	2	6	6	6	6	26
323	木柱	杉材 30×60×250mm NO.4	個	2	6	6	6	6	26
324	木柱	杉材 50×80×300mm NO.5	個		6	6	6	6	24
325	レセプタクル用コネクタ	絶用レセプタクル 極数3(2+E):電圧AC100~130Vと住居用2Pプラグ(オス)のコネクター	個	8	6	6	6	6	40
326	レセプタクル用コネクタ	絶用レセプタクル 極数4(3+E):電圧AC200~250Vと住居用2Pプラグ(オス)のコネクター	個	2	2	2	2	2	10
327	ハンマー	JIS B4813 1/2 230g柄 270mm付	個		2	2	2	2	8
328	ペンチ	JIS B4623 ユーチカ型 強力線 200mm	個		2	2	2	2	8
329	圧着ペンチ	線子寸法1.25~8mm 長さ270mm	個		2	2	2	2	8
330	ドライバー	プラスチック柄 絶縁十字ドライバー NO.1~NO.4	組		2	2	2	2	8
331	ハイスプライヤ	長さ 200mm	個		2	2	2	2	8
332	絶えバネ	JIS B4630 ISO 6本組H級 クローム膜	組		2	2	2	2	8
333	組やすり	JIS B4704 8本組 細目	組		2	2	2	2	8
334	電工バンド	4本差し用ベンケ差し 電動バンド	個		2	2	2	2	8
335	電工ナイフ	ツノ柄付 70mm程度	個		2	2	2	2	8
336	電気ハンゴゴテ	スリムベソル式	個	1	2	2	2	2	9
337	ハンダ	JISZ3282 糸状ハンダ 錫50.鉛50%	Kg	1	2	2	2	2	9
338	自己融着テープ	幅25mm 長さ2000mm	本		4	4	4	4	16
339	自己融着テープ	巾 19mm 10,000mm	本		2	2	2	2	8
340	ゴムバンド(多目的用途)	トラック用等多用途用、黒色、タイヤチューブ 幅約15~20mm	メートル		40	40	40	40	160
341	配管補修テープ	鋼製配管に使用可能な補修用ファイバーグラステープ、耐熱温度200度以上、幅約50mm、テープ長さ約750mm	セット		4	4	4	4	16
342	配管補修用パテ	鋼製配管に使用可能な補修用エポキシ樹脂系パテ、使用硬硬化するもの	個		4	4	4	4	16
343	マジックハンド(ピックアップツール)	伸縮式、先端ハサミ式、先端マグネット付、柄材質アルミ、展開時全長2000mm以上	本		1	1	1	1	4
344	洋鋸	半寸鋼鋸 約210×150mm(5.1L)	個	1					1
345	フライパン	約360mm	個	1					1
346	フライパン	約330mm	個		2	2	2	2	6
347	フライパン	約280mm	個	1					1
348	片手鍋	約300×170mm	個		2	2	2	2	6
349	片手鍋	約210×120mm	個	1					1
350	中華鍋	両手 約360mm	個	1	1	1			3
351	中華鍋	片手 約300mm	個		1	1	2	2	6
352	鍋敷き	精製 鍋敷き 丸 大 直径185mm	個		5	5	8	8	26
353	包丁(洋包丁)	高級銘柄品 刃渡 約270mm	丁	1	1	1	1	1	4
354	包丁(洋包丁)	高級銘柄品 刃渡 約240mm	丁	1	1	1	1	1	5
355	包丁(洋包丁)	高級銘柄品 刃渡 約210mm	丁	1	1	1	2	2	7
356	包丁(菜切包丁)	高級銘柄品 刃渡 約180mm	丁	1	1	1	1	1	4
357	包丁(出刃)	高級銘柄品 刃渡 約210mm	丁	1	1	1	1	1	4
358	包丁(出刃)	高級銘柄品 刃渡 約160mm	丁	1	1	1	1	1	5
359	包丁(柳刃)	高級銘柄品 刃渡 約300mm	丁	1	1	1	1	1	4
360	包丁(刺身)	高級銘柄品 刃渡 約240mm	丁	1	1	1	1	1	4
361	スプーン	ステンレス製 200mm	個	1	1	1	1	1	4
362	調味器	約260×275×35	個		2	2	2	2	8
363	配食缶	給食用寸胴 バケツ330×330mm又は同等品(H対応)	個		2	2	2	2	8
364	配食缶	給食用寸胴 バケツ270×270mm 又は同等品(H対応)	個		2	2	2	2	8
365	アイロン台	巾約360 長さ約1060mm	個	1	2	2	2	2	9
366	はかり	ばねばかり 20Kg	個	1	1	1	1	1	5
367	はかり	上皿自動はかり 4kg	個		1	1	1	1	4

別紙1 納入場所等内訳書

納入期限	令和6年5月31日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日
納入場所	建設課員造船所	建設課員造船所	建設課員造船所	建設課員造船所	建設課員造船所
	27m型測量船	PLH8000t#1	PLH8000t検査船#1	PL3500#1	PL3500#2

No.	品目	規格	単位	数量					合計
				数量	数量	数量	数量	数量	
366	雑巾	上質	枚	50	30	30	150	150	410
369	ふきん	さらし300mm巾長さ5m	巻	6	12	12	20	20	70
370	ふきん	タオル地	枚	12	36	36	20	20	124
371	たわし	亀の子	個	15	36	36	20	20	127
372	ゴミ箱	金属製 円筒 蓋つき	個	7	20	20	20	20	87
373	ゴミ袋	90L 100枚入り	箱	1	1	1	1	1	5
374	ゴミ袋	45L 100枚入り	箱	1	1	1	1	1	5
375	食器用洗剤	食器用中性洗剤濃縮4.0kg	個	1	5	5	5	5	21
376	食器用洗剤希釈ボトル	洗剤希釈用ボトル 容量650ml	個	3	10	10	10	10	43
377	スポンジホルダー	抗菌加工、ポリプロピレン製	個		5	5	5	5	20
378	液体クレンザー	250mL入	個	3	7	7	7	7	31
379	防臭剤	冷蔵庫用 中型	個	2	8	8	35	35	88
380	洗面器	ポリエチレン製 径250mm	個	2	10	10	27	27	76
381	スポンジ	3M スコッチブライト S-21KS 2パック入	パック	30	30	30	30	30	150
382	便所用掃除シート	シート:約300mm×約245mm 容器付き 10枚入	個	3	10	10	10	10	43
383	便所用掃除シート詰替用用	シート約300mm×約246mm 詰め替え用 20枚入	個	3	10	10	10	10	43
384	トイレトーパー	1箱あたり12ロール入り8袋	箱	1	5	5	5	5	21
385	洗剤	浴室用	個	5	10	10	10	10	45
386	スポンジ	浴室用	個	10	10	10	10	10	50
387	履物	ポリエチレン製 浴室用	個	2	30	30	27	27	118
388	肉さし串	ステンレス製 200mm 5本組	組		20	20	20	20	80
389	調理用油温度器	揚げ物用温度計、防水、220℃以上測定可能	個		2	2	1	1	6
390	フライ返し	ステンレス製 お好み焼き型	個	1	1	1	2	2	7
391	フライ返し	ステンレス製 アミ目	個	1	1	1	2	2	7
392	フライ返し	ステンレス製 平板	個	1	1	1	2	2	7
393	泡立て器	ステンレス製 240mm	個	1	2	2	2	2	9
394	すいのう	470×195×95 本体:ステンレス製 柄:木製	個		1	1	1	1	4
395	杓子	ステンレス製 汁杓子 115mm	個		12	12	7	7	38
396	杓子	ステンレス製 汁杓子 94mm	個	1	3	3	5	5	17
397	杓子	ステンレス製 穴杓子 丸型	個	1	3	3	3	3	13
398	杓子	ステンレス製 穴杓子 平網型	個		3	3	3	3	12
399	杓子	ステンレス製 横口型 右用	個		3	3	5	5	18
400	ヘラ	木製 配食用(大) 長さ100cm程度	個	1	10	10	3	3	27
401	ヘラ	木製 盛付用(小)	個	1	10	10	5	5	31
402	菜ばし	佐藤計量器製 天ぶらメーカー付	脚	1	1	1	1	1	5
403	料理はし	木製、大小セット 大33cm、小28cm	脚	1	5	5	5	5	21
404	おろし金	合成樹脂製荒細両用 (中)	個	1	3	3	3	3	13
405	象串	ステンレス製 400mm	個		40	40	40	40	180
406	皮はぎ	ステンレス製	個	1	3	3	3	3	13
407	果物ナイフ	ステンレス製 木製サヤ付 全長200~250mm	丁	1	6	6	5	5	23
408	棒やすり	肉切用 250mm	個	1	1	1	1	1	5
409	缶切	栓抜き用	個	1	4	4	4	4	17
410	エッグスライザー	SALUS 縦横兼用卵切器 ステンレス製 約145mm×85mm	個		1	1	1	1	4
411	かす揚げ	プレス丸かす揚げ サイズ約16cm 荒目 柄長約285mm	本		1	1	1	1	4
412	食用油缶	業務用オイルポッド4L ステンレス製 こし付	個	1	1	1	1	1	5
413	うどんてぼ	ステンレス製木柄 径約136mm×160mm	個		1	1	1	1	4
414	うろことり	普通品	個	1	2	2	2	2	9
415	やかん	アルマイト製 2L	個	1	15	15	15	15	61
416	じょうご	アルマイト製(大)	個	1	1	1	1	1	5
417	まないた	合成樹脂製 600×330×30mm	個		2	2	2	2	8
418	まないた	合成樹脂製 約500×240×20mm	個	1	2	2	2	2	9
419	野菜万能調理器	山本式ペリナー	個	1	1	1	1	1	5
420	ボール	アルミ製 390×150mm	個		5	5	2	2	14

別紙1 納入場所等内訳書

No.	品目	規格	単位	納入期間					合計	
				令和8年5月31日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日		
				納入場所	数量	数量	数量	数量		数量
				27m型測量船	PLH6000t#1	PLH6000t練習船#1	PL3500#1	PL3500#2		
421	ボール	アルミ製 360×130mm	個	1	5	5	2	2	15	
422	ボール	アルミ製 330×125mm	個		5	5	2	2	14	
423	ボール	アルミ製 300×120mm	個	1	5	5	2	2	15	
424	ボール	アルミ製 270×110mm	個	1	5	5	2	2	15	
425	ボール	アルミ製 240×100mm	個		5	5	2	2	14	
426	バット	アルミ製 550×370×110mm 取手・フタ付	個	1	12	12	2	2	29	
427	バット	アルミ製 470×345×100mm 取手・フタ付	個		2	2	2	2	8	
428	バット	アルミ製 360×260×80mm フタ付	個	1	2	2	2	2	9	
429	バット	アルミ製 320×240×60mm フタ・スノコ付構造物用バット	個		2	2	2	2	8	
430	ざる	亀の子 300mm	個	3					15	
431	ざる	洗いざる 径300mm	個	1	5	5	5	5	21	
432	ざる	ポリ製ざる 径300mm×100mm 耐熱温度-20~120℃、洗浄機対応	個	1	5	5	5	5	21	
433	ざる	ポリ製ざる 径200mm×70mm 耐熱温度-20~120℃、洗浄機対応	個		5	5	5	5	20	
434	ざる	ステンレス製 ポウル型 径100mm	個		5	5	5	5	20	
435	バケツ	ポリエチレン製 15L程度	個	3	5	5	5	5	23	
436	ふた付バケツ	ポリエチレン製 22L	個	1	2	2	2	2	9	
437	ふた付バケツ	ポリエチレン製 35L	個		1	1	1	1	4	
438	バスケット	ポリエチレン製 500×350×110mm	個		3	3	3	3	12	
439	バスケット	ポリエチレン製 310×250×60mm	個	1	3	3	2	2	11	
440	トンゴ	万能タイプ リングストッパー付 約240mm	個	2	3	3	3	3	14	
441	おたま		個		3	3	5	5	16	
442	トレイ	440×330×20mm ノンスリップ付	枚		3	3	10	10	26	
443	配食皿	アルミ製380×380×30mm	個	1	1	1	1	1	5	
444	配食皿	アルミ製 300×18 5mm	個		2	2	2	2	8	
445	配食皿	アルミ製 350×256×18mm 又は同等品	個		1	1	1	1	4	
446	配食皿	接客用トレイ 木製 直径30cm程度 滑り止め有	個	1	1	1	1	1	5	
447	砥石	荒 台付 長さ 200mm	個	1	1	1	1	1	5	
448	砥石	合 台付 長さ 200mm	個	1	1	1	1	1	5	
449	砥石	仕上げ 台付 長さ 200mm	個	1	1	1	1	1	5	
450	飯わん	メラミン製、蓋付、(約φ130×H59)(約φ113×H33)	個	12	200	200	60	60	532	
451	汁わん	高容量樹脂製納、蓋付 (約φ115×H63) (約φ110×H77) メラミン、蓋付	個	12	200	200	60	60	532	
452	丼	メラミン、蓋付 (約φ156×H72) (約φ130×H41)	個	12	200	200	60	60	532	
453	スープ皿	メラミン (約φ228×H42)	個	12	80	80	60	60	292	
454	洋皿(大)	メラミン ひねり縁皿 白 (約φ228×H23)	個	12	80	80	60	60	292	
455	洋皿(小)	メラミン 平皿 白 (約φ170×H17)	個	12	80	80	60	60	292	
456	小皿	メラミン 小皿 白 (約φ100×H23)	個	12	80	80	60	60	292	
457	小鉢	メラミン 西ツ山深丸小鉢 白 (約φ103×H55)	個	12	200	200	60	60	532	
458	ランチ皿	メラミン 三つ仕切プレート (約φ230×H25)	個	12	200	200	60	60	532	
459	中華丼	メラミン 約1,300cc (約φ187×H76)	個	12	60	60	60	60	292	
460	茶わんむし用 茶わん	蓋付 メラミン (約φ95×H70) (約φ115×H77)	個	12	60	60	60	60	292	
461	湯のみ茶わん	メラミン 単色湯呑 (約φ97×H55)	個	12	80	80	60	60	292	
462	コーヒークップ	白陶磁製 皿、スプーン付 (約φ80×H61) (約φ150×H28)	組	12	60	60	30	30	232	
463	コップ	強化ガラス製	個	12	60	60	60	60	292	
464	ナイフ	洋食テーブルナイフ ステンレス製 上	個	12	80	80	60	60	292	
465	フォーク	洋食テーブルフォーク ステンレス製 上	個	12	200	200	60	60	532	
466	フォーク	果食用 フォーク ステンレス製 上	個	12	60	60	60	60	292	
467	スプーン	洋食テーブルスプーン ステンレス製 上	個	12	200	200	60	60	532	
468	茶筒	中フタ付 ステンレス 2L	個	1	8	8	6	6	29	
469	しょう油さし	プラスチック製 卓上用	個	2	6	6	6	6	30	
470	ソースさし	プラスチック製 卓上用	個	2	6	6	6	6	30	
471	はし立て	プラスチック製 卓上用	個	2	6	6	6	6	30	
472	カスタースタンド	鉢型、大きさ5本立て相当、回転しないもの。	個	2	6	6	6	6	30	
473	砂入れ	プラスチック製径85mm	個	2	6	6	6	6	30	

別紙1 納入場所等内訳書

納入期間	令和6年5月31日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日
納入場所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所	建造請負造船所
	27m型測量船	PLH6000t#1	PLH6000t練習船#1	PL3500#1	PL3500#2

No.	品目	規格	単位	数量					合計
				数量	数量	数量	数量	数量	
474	はし	プラスチック製	階	12	200	200	200	200	812
475	バターナイフ	ステンレス製 上	個	2	6	6	6	6	26
476	サランラップ(大)	食品用 45cm×50m	個	15	15	15	15	15	75
477	サランラップ(中)	食品用 30cm×50m	個	15	15	15	15	15	75
478	アルミホイール(大)	台所用 45cm×30m	個	5	5	5	5	5	25
479	アルミホイール(中)	台所用 30cm×30m	個	5	5	5	5	5	25
480	クッキングシート	業務用 約33cm×30m	個	5	5	5	5	5	25
481	キッチンペーパー	70カット×4ロール バルブ100%	セット	10	10	10	10	10	50
482	つまようじ	60mm 約500本入	セット	1	1	1	1	1	5
483	耐熱ミトン	材質コットン(アルミナイースードシリコン加工)耐熱温度90度	双	2	2	2	2	2	10
484	滑り止めシート	60×200cm 厚さ約3mm	枚	3	3	3	3	3	15
485	テーブルクロス	92cm×10m 厚さ約2mm 透明 ビニール製	毎	10	10	10			50
486	サンドバック	重量約58kg 吊り下げ式	台		1	1			2
487	射撃用耳栓	3M E-A-Rクラシック耳栓 フォームタイプ	個		60	60	42	42	204
488	晒木桶	幅30cm	メートル	20	70	70	70	70	300
489	防錆紙	-	平米	5	15	15	15	15	85
490	保革油	400ml	個	1	1	1	1	1	5
491	浴容器	2L缶	個	1	2	2	2	2	9
492	ウエス	白 純綿極上	Kg		50	50	30	30	180
493	作業機台	サイズ:805×435×55~87mm程度 自在車輪4つ付き 板部:湾曲 商品重量:約5kg 材質:木製	個		1	1	1	1	4
494	水中ポンプ	海水対応、吐出口径40mm、全揚程6m程度、60Hz	台	1	2	2	1	1	7
495	ホース40mm	水中ポンプ用ホース 径40mm 長さ10m	本		1	1	1	1	4
496	オイルメジャー	容量1000ml ノズル長さ140mm	個	1	2	2	2	2	9
497	モック	クレーン吊吊用、約2m×2m、シート付、使用荷重500kg以上	台		1	1	1	1	4
498	台車	300kg用	台		1	1	1	1	4
499	リヤカー	アルミ製折りたたみ 四方アルミ板張り・安全スタンド付き 耐加重350kg ノーバンクタイプ	個		1	1	1	1	4
500	防水バック	防水 ロールバックバック 容量30L以上 黒色	個	1	1	1	2	2	7
501	保安指示灯	径30×530mm 電源:単二電池2本 色:赤 点灯・点滅切替式 フック付き	個		1	1	1	1	4
502	保安指示灯	径30×550mm 電源:単二電池3本 色:緑 点灯・点滅切替式 フック付き	個		1	1	1	1	4
503	作業台	材料/アルミ合金製 最大使用過重160kg 設置寸法・幅/758mm設置寸法・奥行 1815mm 質量:122kg 収納寸法:2010×760×295程度	個		1	1			2
504	けいしロープ	8mm×6m ポリエステル製 最小破断強度1732K 黒	本		6	8			16
505	けいし用ベルト	ベルト幅50mm 破断荷重5tベルト長固定側0.5m、巻取側 3m	本		4	4	4	4	18
506	吹き返し	一般用 L=160cm Φ40cm 赤、白	個		2	2	2	2	8
507	トラチョッキ	素材・材料:テープ/塩化ビニール・メッシュ/ポリエステル 紺色 LL サイズ 対応身長:160~185cm 着丈:64cm 腰回り:100~140cm 反射テープ付き 反射テープ幅:70mm	個		5	5	5	5	20

索加工具一式内訳(「納入場所等内訳書」No.66)

品名	規格	単位	数量
サービング マレット	呼寸法 50	個	1
サービング マレット	呼寸法 75	個	1
スパイキ	鋼製 200mm	個	1
スパイキ	鋼製 350mm	個	2
スパイキ	木製 300mm	個	1
スパイキ	木製 400mm	個	2
ハンマー	片手ハンマー 0.45kg 櫛柄付	個	1
ハンマー	木又はプラスチック製 60mm長さ150mm 櫛柄付	個	1
シーナイフ	両刃 パン切ナイフ型	個	5
収納袋		個	1

木工用具一式内訳(「納入場所等内訳書」No.63)

品名	規格	単位	数量
鋸	両刃鋸 呼寸法240mm櫛柄付	個	1
鋸	片刃鋸 呼寸法330mm櫛柄付	個	1
カンナ	2枚合台付 刃巾 60mm	個	1
ノミ	追込み 9×18mm	個	1
ノミ	厚ノミ 9×9mm	個	1
玄能	中玄能(0.4kg)柄付	個	1
ドライバー	JISB4609 貫通ドライバー250mm	個	1
釘抜き	段付カジヤ300mm	個	1
螺旋錐	スライバルリングオーガー D18mm 柄付	個	1
チョウナ	柄付	個	1
金曲尺	全長 50cm	個	1
錐	三ツ目(中)	個	1
小型鋼製巻尺	2m	個	1
収納箱		個	1

縫製用具一式内訳(「納入場所等内訳書」No.65)

品名	規格	単位	数量
鳩目打器	30打抜ポンチ1個及び鳩目 200個付	組	1
パーム	上質牛皮製	個	2
はさみ	裁ばさみ	個	1
木綿針	JIS S3008 3号	本	20
帆縫針		本	20
帆縫ろう	固型	kg	0.5
収納袋		個	1

仕様確認申請書

年 月 日

海上保安庁 装備技術部 施設補給課長 経由
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(競争参加者の)

住 所

商号又は名称

代表者名

貴庁が公示した入札公告「国旗（3巾）8枚ほか506点買入」について、カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

別 紙

件 名 国旗（3巾）8枚ほか506点買入

	品 目	規 格 等	数 量	※合否 の判定	備 考
1				合・否	
2				合・否	
3				合・否	
4				合・否	
5				合・否	
6				合・否	
7				合・否	
8				合・否	
9				合・否	
10				合・否	
11				合・否	
12				合・否	
13				合・否	
14				合・否	
15				合・否	

※欄は、海上保安庁で使用するので記入しないで下さい。

最終判定
※
合 ・ 否